

## 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

### 1 子ども・子育て支援事業計画

---

(子ども・子育て支援法第61条第1項)

市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の制度により、子どもや子育て家庭の支援を行っており、これらの給付・事業の需要(量の見込み)と供給(確保方策)を定めるもの。

※西東京市子育て子育てワイワイプラン(後期計画)第5章に子ども・子育て支援事業計画が包含されている。(51頁～65頁)

毎年度、子ども・子育て支援事業計画の実績を子ども子育て審議会にて報告し、進捗について評価を行っている。

### 2 計画を中間で見直す根拠

---

(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

また、法(子ども子育て支援法第61条第7項)において、市町村子ども・子育て支援事業計画を変更しようとするときは、地方版子ども・子育て会議等の意見聴取(子ども子育て支援法第61条第7項)等を経て、変更後計画を決定する前に東京都と協議することとなっている。

#### 計画見直しの要否の基準

支給認定区分ごとの子どもの実績値が、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みよりも10%の乖離がある場合には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則見直しが必要になる。

### 3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し方法

---

(1) 実績値の把握

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

実績値と計画の量の見込みとを比較し、10%以上の乖離がある場合は、見直しが必要と判断して要因分析及び見直し作業を行う。

(3) 要因分析

見直しが必要と判断した場合は、量の見込みの算出方法や数値の基としている推計児童数の増減等を要因と考え分析を行う。

(4) 「量の見込み」の補正 及び「確保の内容」の変更

要因分析を踏まえて量の見込みを補正した場合は、必要に応じて提供体制の確保の内容の変更を検討する。

※「実績値」と「量の見込み」の乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合は、令和5年度以降に見直しを行うことや当該影響が発生する前の実績値の傾向から量の見込みの補正を行う。

### 4 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し方法

---

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行う。

その際、例えば、

- ・実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育施設等の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向を踏まえる。
- ・事業の実施状況や実際の利用状況等に照らして検討することなどが考えられる。

※「3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し方法」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で見直しを行う。

### 5 今後の進め方

---

【令和4年】

- ・6月～7月 子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績調査・取りまとめ
- ・8月（審議会） 令和3年度事業実績の報告
- ・10月（審議会） 計画の見直し（量の見込み補正、確保の内容変更等）の検討

【令和5年】

- ・1月（審議会） 計画の見直し案について決定